附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

二　総領事館

区分＼俸給月額の別号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号	21号
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,365,700	1,354,700	1,343,700	1,332,700	1,321,700	1,310,700	1,299,700	1,288,700	1,277,700	1,266,700	1,255,700	1,244,700	1,233,700	1,222,700	1,211,700	1,200,700	1,189,700	1,178,700	1,167,700	1,156,700	1,145,700
国の地域別 アジア																					
国の地域別 大洋州																					
国の地域別 北米																					
国の地域別 中南米																					
国の地域別 欧州																					
国の地域別 中東																					
国の地域別 アフリカ																					